

先生各位

算定方法の一部改正および 検査実施料新設項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、保医発 1218 第 2 号にて算定方法の一部改正に伴う留意事項が通知され、保医発 1226 第 1 号にて検査実施料が新設されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

《適用日》 平成 26 年 12 月 18 日より適用

検査項目	注 釈	
	改正後	現 行
エリスロポエチン	<p>エリスロポエチンは、以下のいずれかの目的で行った場合に算定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 赤血球増加症の鑑別診断 イ 重度の慢性腎不全患者又はエリスロポエチン若しくはダルベポエチン投与前の透析患者における腎性貧血の診断 ウ 骨髄異形成症候群に伴う貧血の治療方針の決定 	<p>エリスロポエチンは、赤血球増加症の鑑別診断及び重度の慢性腎不全患者又はエリスロポエチン若しくはダルベポエチン投与前の透析患者における腎性貧血の診断のために行った場合に算定する。</p>

検査実施料新設項目について

《適用日》 平成 27 年 1 月 1 日より適用

《新規収載項目》

検査項目	実施料 判断料	医科点数表区分	当社実施状況
Mac-2 結合蛋白(M2BP) 糖鎖修飾異性体	200 点 (なし)	「D215-2」肝硬度測定に準じる	4 月より 実施予定
	注 釈		
	Mac-2 結合蛋白 (M2BP) 糖鎖修飾異性体 ア Mac-2 結合蛋白 (M2BP) 糖鎖修飾異性体は、肝硬度測定の所定点数に準じて算定する。 イ 本検査は、2 ステップサンドイッチ法を用いた化学発光酵素免疫測定法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者（疑われる患者を含む。）に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。 ウ 本検査とプロコラーゲン- -ペプチド (P- -P) 若しくは 型コラーゲン、 型コラーゲン・7S、ヒアルロン酸又はプロリルヒドロキシラーゼ (PH) を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。		
CD30	400 点 病理 (150 点)	「N002」免疫染色 (免疫抗体法) 病理組織標本作製 6 その他 (1 臓器につき)	未実施
	注 釈		
	CD30 ア CD30 は、免疫染色 (免疫抗体法) 病理組織標本作製「6」その他 (1 臓器につき) の所定点数に準じて算定する。 イ 本標本作製は、HQ リンカーを用いた免疫組織化学染色法により、悪性リンパ腫の診断補助を目的に実施した場合に算定する。		